**平成２７年（フ）第３８号**
埼玉県春日部市大枝89番地３　武里団地５街区９棟204号
債務者　飯泉ちはる（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第４号**
大阪府阪南市自然田453番地の１
債務者　東　　満裕
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第１９号**
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺428番地５
債務者　石野　英之
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第４０号**
大阪府和泉市池田下町1080番地の１リップルコート和泉中央504、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目３番12号
債務者　藤原　重美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第４１号**
大阪府和泉市池田下町1080番地の１リップルコート和泉中央504、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目３番12号
債務者　藤原　節子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第２０７４号**
札幌市北区新川２条２丁目11番13号　笠原Ｍ203号
債務者　佐藤たい子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２１８２号**
札幌市西区山の手４条３丁目２番５号
債務者　花井ナツヱ
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２２９１号**
札幌市中央区南８条西14丁目３番６―602号
債務者　小川　泰央
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２２９２号**
札幌市中央区南８条西14丁目３番６―602号
債務者　小川みどり（旧姓新関）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３４７号**
札幌市手稲区前田10条９丁目４番３号　Ｙ・Ｈソワール101号
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１８号**
群馬県安中市板鼻796番地９
債務者　人見　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第３９０号**
相模原市中央区淵野辺本町２丁目40番33号　ハイツリバーサイド３―101
債務者　菊地原昭三
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第３９２号**
神奈川県座間市相武台３丁目27番46―107号　フジヤマンション
債務者　齋藤　周一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第３号**
相模原市中央区清新８丁目１番14号　エルニド相模原507
債務者　吉田香榮子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第４号**
相模原市南区相武台２丁目14番３号　イージーパープル相武台205
債務者　坂本由記子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第６号**
相模原市中央区相生４丁目７番７号　石橋荘202
債務者　山崎　可雅
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第３号**
新潟県三条市曲渕３丁目23番60号
債務者　若林摩由子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２６年（フ）第３０７号**
山梨県笛吹市石和町広瀬612番地１　ヴィラージュＫ＆Ｙ203
債務者　藤澤　仁士
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係